

酒 類 製 造 免 許 申 請 書 (D) チェック表
試験製造免許（新規申請者）

《製造免許申請書次葉及び添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
製造免許申請書次葉1 (別添図面A) 「製造場の敷地の状況」	法務局備付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記しているか		
製造免許申請書次葉2 (別添図面B) 「建物等の配置図」	敷地内における建物、設備等が明確に図示されているか		
製造免許申請書次葉4 「製造場の設備の状況」	製造場の設備について、全て記載されているか		
酒類製造免許の免許要件 誓約書（酒税法10条の規 定に該当しない旨）	誓約すべき者の漏れ（例えば、法人の監査役など）はないか	注1	
定款の写し	申請者が法人の場合、添付されているか	注2	
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類	注3	
地方税の納税証明書	・都道府県及び市区町村が発行する納税証明書（未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明）をそれぞれ添付しているか ・法人については、証明事項に「特別法人事業税」を含めているか	注4	
土地及び建物の 登記事項証明書	申請製造場にかかる全ての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか	注3	
試験製造計画書	次のことを記載した書類が添付されているか (1) 試験項目及び方法の概略 (2) 製造酒類の処分方法 (3) 製造技術責任者の氏名及び略歴		
その他参考となるべき書類		注5	

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。）を記載する。

- (注) 1 ① 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。
② 申請者が国又は地方公共団体の機関であるときは添付不要。
- 2 申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合には添付を省略することができる。
3 既存の酒類製造者の既免許製造場と同一場所である場合には添付を省略することができる。
4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。
5 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。